

天川村防災行政無線設備等整備事業 ヒアリング実施要綱

天川村防災行政無線設備等整備事業ヒアリング実施要綱

天川村防災行政無線設備等整備事業に関して、下記事項に基づき企画提案書の提出を求める。本企画提案は、整備に係る導入機器の仕様を参考にするためのものであり、機器導入事業者を決定するものではない。

実施概要

1. 実施概要

本事業は、村が設置している防災行政無線設備の更新を図ることを目的とする。

2. ヒアリング実施日時及び場所

日 時：令和7年11月19日（水） 午前10時00分～

場 所：天川村役場 202会議室

参加を希望する場合は、別紙「ヒアリング参加申込書」を10月31日（金）までにメールで提出すること。

現行システムの概要

1. 現状のシステム構成

現状のシステム構成は、以下のとおりである。

設備	数量	単位	設置箇所
親局装置	1	局	天川村役場 放送室
中継局装置	2	局	虻峠、塩野
屋外拡声子局（アンサーバック付き）	3	局	洞川、北角、枳尾
屋外拡声子局（アンサーバック無し）	20	局	天川村内
全国瞬時警報システム（Jアラート）	1	局	天川村役場 放送室
戸別受信機	1062	台	天川村内
テレメーター 親局	1	局	天川村役場 放送室
テレメーター 子局	4	局	洞川、北角、沢谷、枳尾
移動系防災無線	52	基	車載型無線機36局、携帯型無線機16局

なお、詳細については別紙システム系統図を参照すること。

2. 現状のアナログ電波構成

本村は、山に囲まれた狭隘な地域であるため、通常の無線通信では十分な電波到達が確保できない。また、他の周波数との干渉を回避する必要もあることから、複数の周波数（2波）を用い、中継局を2基設置する「2波2中継」方式で運用している。現状のアナログ電波構成は、次のとおりである。

無線局の種類及び局数	設備	周波数
固定局 1局 (0.1W)	親局装置 (テレメーター、移動系防災無線含む)	16K0 F2C F2D F3E 55.955MHz F3E 407.250MHz
固定局 1局 (10W)	蛇峠中継局 (テレメーター、移動系防災無線含む)	16K0 F2D F3E 55.955MHz 16K0 F2C F2D F3E 61.895MHz 16K0 F2C F2D F3E 68.535MHz F3E 407.250MHz
固定局 1局 (5W)	塩野中継局	16K0 F2D F3E 61.895MHz 16K0 F2C F2D F3E 69.405MHz
固定局 1局 (0.1W)	屋外拡声子局 (アンサーバック、テレメーター付き)(洞川)	F2D 68.535
固定局 1局 (0.1W)	屋外拡声子局 (アンサーバック、テレメーター付き)(北角)	F2D 68.535
固定局 1局 (0.1W)	屋外拡声子局 (アンサーバック、テレメーター付き)(栃尾)	F2D 68.535
陸上移動局 52局 (5W・10W)	移動系防災無線	F3E 151.47MHz

3. 現状システムの課題

- ・本村の防災行政無線は、アナログ波を使用しており、移動系は昭和55年に、同報系は平成7年に導入したものである。その後、平成22年に操作卓の更新、平成26年に6局、平成28年に3局の屋外子局の更新及び増設を行っている。現在、使用不能となっているシステムはなく、全体としての運用は継続できている。しかしながら、システムの老朽化が顕著に表れており、メーカーによる部品供給が終了しているものもあるため、迅速な復旧対応が困難になってきている。加えて、操作方法が複雑なため、緊急時の操作において、操作方法を熟知していない職員は、誤操作をしてしまう可能性がある。そして、他の情報伝達手段と連携が取れておらず、住民への情報到達性や即時性に制約が生じている。

ヒアリング内容

1. 企業概要

1-1 企業概要

1-2 同種設備の導入実績等

2. システム提案

2-1 同報系システム

- ・ 現行システムは、平常時は定時放送（時報を含む）を、緊急時は火災発生サイレンや避難情報等を村内全域に発信しているため、これらの運用は引き続き実現できるシステムであること
- ・ 屋外子局、戸別受信機も運用ができること
- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携できること
- ・ 他の情報伝達手段と連携ができること
- ・ 操作する機会が少ない職員が、緊急時でも容易に操作ができること

2-2 一斉配信システム

- ・ 無線放送、自治体放送を補完することができること
- ・ 同報系システムと連携ができること

2-3 移動系システム

- ・ 災害時でも安定して通信ができること
- ・ 耐久性、携帯性があること（防水・防塵・バッテリー持続時間等）

2-4 その他提案

- ・ 村に有益な情報の追加提案

企画提案書について

1. 企画提案書は、ヒアリング当日に5部持参すること。

2. 企画提案書の作成要領

- ・ 企画提案書の作成に用いる言語は、日本語によるものとする。
- ・ 大きさはA4判とし、表紙、裏表紙を除き15頁以内とする。
- ・ A3判を使用する場合は、A4の大きさに3つ折りにすること。なお、A3判1頁はA4判2項と数えることとする。
- ・ 企画提案書には、以下の事項の順で提案を含め簡潔に記載すること。

① 企業概要

② システム提案

2-1 同報系システム

2-2 一斉配信システム

2-3 移動系システム

2-4 その他提案

③ 見積書

3-1 システム導入見積書

3-2 ランニングコスト見積書

④ 維持補修計画

4-1 導入から20年間の計画

その他連絡事項

- ・企画提案書の内容について、概ね３０分程度で説明を受け審査する。
（企画提案書の説明２０分、質疑応答１０分）
- ・企画提案書のヒアリングの順番は、本村において決定するものとする。
- ・ヒアリングに必要とする機材（パソコン）については、提案者が準備するものとする。
- ・ヒアリングに用いるプロジェクター及びスクリーンは、村で用意する。

問い合わせ先

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷60番地

天川村役場 総務課 防災係

TEL：0747-63-0321 FAX：0747-63-0329

e-mail：soumu@vill.tenkawa.lg.jp